

令和2年度第12回
下松市農業委員会総会議事録

令和3年3月9日（火）10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関する部分等については●で消しています。

令和2年度第12回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年3月9日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室

3 農業委員

・出席（7人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江

・欠席（1人）

8番 山岡喜久吉

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（5人）

1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 5番 弘中 健治

6番 松村 将吾

・欠席（1人）

4番 金藤 哲夫

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 非農地証明交付申請の承認について（市街化区域）

報告第3号 下松市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることについて

6 農業委員会事務局職員

局長 綱本 渉

書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第12回 定例総会 会議の概要

- 事務局 ただ今より3月の定例総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。本日の農業委員の欠席者は山岡喜久吉委員です。本日の出席者は7名、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしています。金藤哲夫推進委員は欠席です。それではお願ひします。
- 議長 みなさん、おはようございます。3月になりますて、もう少ししたら花見の時期になりますけれど、色々忙しい時期を乗り越えて、4月になりましたら田んぼも忙しくなると思います。どうぞ体に気を付けられて一生懸命農業に励んでまいりたい思います。それと、網本事務局長が3月をもって退職となります。38年間勤められたことは大変素晴らしいことだと思います。3年間の事務局長としての職責を果たされて、農業委員会がスムーズに運営出来たことも事務局長のおかげだと心から感謝申し上げます。今日が最後の総会になりますけれど、一言挨拶をいただけたらと思います。
- 事務局 今ご紹介にあった通り、38年間勤めさせて頂いて、最後の3年間農業委員会ということで、お世話になりました。新しい委員さんは8ヶ月の付き合いになりましたが。農業を全く分からぬ中で皆さんに教えてもらいながら務めることが出来ました。どうもありがとうございました。
- 議長 どうもありがとうございました。
本日の議事録署名人は内山委員と田中委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願ひ致します。
- 事務局 議案説明の前に、議案書の訂正がございます。事前にお届けしております議案書の7ページ、議案第2号受付番号4番につきまして、議案書発送後に利用権を設定する地番に錯誤が判明し、再度正しい地番での申請を受け付けしました。内容といたしましては、●●●●-●としていた地番が、正しくは●●●●-●であった為、差し替えをお願いするものです。お詫びして訂正します。なお、議案書6ページから23ページを訂正後の議案書に差し替えていただきますよう、よろしくお願ひします。
- 議長 はい、分かりました。
本事案は、近藤委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第24条の規程により、審議採決終了まで近藤委員には、退席していただきます。

(近藤委員 退席)

- 事務局 それでは議案書2ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●●一●と●●●●一●、地目は登記簿現況とともに田、農振区分は全て農用地外、面積は順に8.24m²と1,278m²の計1,286.24m²。譲渡人は●●●さん、譲受人は●●●●●●●さん、内容は有償所有権移転です。調査委員は内山禮介委員です。よろしくお願ひいたします。
- 議長 内山委員、お願ひします。
- 内山委員 はい、それでは説明させていただきます。去る2月24日に事務局と現地調査に行ってまいりました。現地は5ページの左側を見てもらいたいと思います。県道●●●●●、●●●●の正面を通り過ぎて●●の方に向かって行きますと、●●●●の手前200mくらいですかね、右側に入っていく道路があります。そこを右折して入っていってすぐの所が現地です。申請地の公図が右側の図になります。●●●●一●と●●●●一●、2筆の土地になります。譲渡人の●●●さん、年齢は●●歳で、後継者もおられないということでした。譲受人は●●●●●●●さん、所有権の移転であります。現地は、現況田となっておりますが、私が行った時に、既にカヤとか小さい木とかがボウボウに生えておりまして、殆ど耕作放棄地に近いような現況にありました。転用の理由は、高齢かつ後継者がいないことと、譲受人が資材置場が不足しているのでそれに充てたい、ということでございます。事業計画は3ページに書いてありますけれど、駐車場、重機、仮設用配管、砂、碎石、盛土材を置き場にしたいという計画であります。駐車場、重機、仮設用配管と碎石、砂、仮設用資材の置場は少し段差があります。2枚の田になって上と下の段差が少しあります。この駐車スペースと碎石の道路の間に水路があります。4、50cmくらいのコンクリートでできた水路がずっと下の左側の方にあるので、水処理は水路に流せば出来ると思います。碎石、砂の下の方は田んぼで作られておりますが、田と資材置場の間に通路があるので、直接繋がっているわけではありません。被害防除計画が4ページの右の方にあります。それぞれ整地を少しして、建物の建設は行わない。雨水の放流は道路の側溝があるということです。被害防除としては適切なのかなと思います。調整区域ですけれど、持ち主が高齢で後継者もない、それから資材置場として使うということであれば農業振興からしたら残念なのかもしれません、適切なのかなという現地調査の結果でした。
- 議長 内山委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。
近藤委員、席にお戻りください。

(近藤委員 着席)

次、事務局お願いします。

事務局 議案書8ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、使用貸借での新規です。土地の所在は大字●●●●●、地目は登記簿現況とともに田、農振区分は農用地内、面積は3,004m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん。内容は使用貸借で新規、期間は5年です。調査委員は中村英隆推進委員です。よろしくお願ひいたします。

議長 中村推進委員、お願いします。

中村(推)委員 はい。それではご報告申し上げます。1月22日に事務局と現地の調査を行いました。●●●さんは仕事に出かけられておりまして、田んぼの面積も10町くらいあります。なかなか手が回りにくいということで、やれる人がおたらやって欲しいな、というような事で今まで言われてきました。借り手の●●さんは、実は3年前からこの土地の耕作をしておられまして、実績もありますし、農機具も一式揃えておられますので、そのへんにつきましても心配はないかなと思います。田んぼの方は10ページの地図にありますが、非常に耕作しやすい長方形の田んぼでございまして、借り手の耕作もやりやすいだろうと思います。実績がありますし、今●●で一番●●さんが作り手であります。年齢は●●歳でありますけれども、5年ぐらいは、やってくれるであろうというところでございます。以上です。

議長 中村推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。
次、事務局お願いします。

- 事務局 議案書11ページをご覧下さい。議案第2号受付番号2番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、使用貸借での新規です。土地の所在は大字●●●●●●、地目は登記簿田、現況畑、農振区分は農用地外、面積は4,793m²のうち1,800m²。利用権の設定をする人は●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん。内容は使用貸借で新規、期間は10年です。調査委員は松村将吾推進委員です。よろしくお願ひいたします。
- 議長 松村推進委員、よろしくお願ひします。
- 松村(推)委員 それでは報告いたします。調査日は2月15日、事務局と現地確認いたしました。申請地は13ページにありますが、市道●●●号、●●●線ですね。ずっと●●、●●過ぎて、もう道がなくなるような所の斜面であります。段々畑ですね、かなりきれいに下草も刈って、圃場管理もしっかりしていました。今回●●さんですが、●●さんの土地を借りて50年ほど、口約束らしいんですけれど野菜を栽培しております。現在も精力的に栽培しております、●●とかですね、●●●に出荷しております。10年という設定なんですかね、息子さんがやっていくと想定しての10年申請ということを聞いています。今回の利用権設定の目的なんですかね、自宅に収穫した野菜、保存とか調整する為の農業用倉庫を作りたいということなんですが、市街化調整区域ということもありますし、農家ではないと建築許可が下りないという事がありまして、農業用倉庫を建てる為に、今回利用権設定で、農家としての証が欲しいということでの申請になっております。以上、報告になります。よろしくお願ひします。
- 議長 松村推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありました、ご意見がありましたらお願ひします。
私の方からいいですか。これは●●の離れだと思いますけれど、最近猪がかなり出るようになって、地域の人が困って私の方に捕獲の報告がきておりますが、このへんをよく理解されての畑作だと思いますが、十分防除をされるという指導も含めて伝えておかないと、耕作しても何も取れないというようになろうかと思います。この周辺は、サツマイモが相当植えてあります。私も何回か調査を行ったことがありますけれど、そういった状況で稲作もされております。猪が最近、特に増えたと聞いておりますので、そのへんを調査委員さん或いは事務局のほうからもよく知らしてあげた方がいいんじゃないかと思います。以上です。
- はい、他にどなたかござりますか。
- 事務局 この畑については利用権設定自体は初めてなんですかね、50年近くずっと作られているので、猪のことも十分理解されているとは思いますが、市の方でも猪の電気柵等の補助もあるっていうことも伝えていきたいと思います。

松村(推)委員 電気柵の方は、もうしておりました。周りを結構囲んで。それも猪があるからと伺っております。

近藤委員 ●●さんは他に土地を持っておられないですか？利用権設定されるのは1800m²ですよね。

事務局 ここだけなんですけれども、農家証明は1,000m²以上農地を耕作されているのが確認できれば証明を出せます。面積的には足りております。

近藤委員 はい、分かりました。

議長 はい、他にどなたかございますか。

意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号2番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事務局 議案書14ページをご覧下さい。議案第2号受付番号3番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、使用貸借での新規です。土地の所在は大字●●●●●、地目は登記簿現況とともに田、農振区分は農用地内、面積は1,721m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん。内容は使用貸借で新規、期間は4年1ヶ月です。調査委員は中村英隆推進委員です。

議長 中村推進委員、お願いします。

中村(推)委員 はい。それでは報告いたします。先ほど申し上げましたけれども、●●●●さんは、なかなか●●●●さん手が回らないということで、●●●●さんに今まで口約束で貸しており、申請地においても昨年から耕作されておりますし、実績的には充分と思われます。借り手のほうの●●●●さんは、●●●●を起業されまして、●●●●に入られているんですけど、それ以外に農業にかなり力を入れておられまして。自作以外で大体14町くらい田植えをしたり、秋の収穫をしたりということで、かなり日々的にやっておられます。更には、今度は●●●●●のセンター長もされるという話も聞いております。ちょっと話が大きいんですけど●●のほうで、40町越えの耕作の話があるとかいうようなこうとも聞いています。この申請地でございますが、16ページの申請地の右側でございます。●●●●-●というのが●●さんの土地でございま

して、隣接しております。●●●さんは今回、3月末に●●の会合のときにちょっと話をさせてくれないかということで、内容は●●の全部と言いますか、20町くらいの田んぼがあるわけですが、彼は大型農機を持っていますので、大型農機の入るような所は全部引き受けてもいいという風な事も言っておられまして、かなり堅実であります。以上です。

議長 中村推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。

意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号3番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号3番は原案の通り承認致します。次、事務局お願ひします。

事務局 議案書17ページをご覧下さい。議案第2号受付番号4番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、使用貸借での更新です。土地の所在は大字●●●●●●-●ほか10筆で議案書17ページのとおりです。地目は登記簿は●●●●-●が登記簿、現況ともに畠、●●●●-●が登記簿畠、現況田、それ以外は登記簿現況ともに全て田、農振区分は全て農用地内。面積は合計14,266m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●●●●●●さん、内容は使用貸借で更新、期間は5年です。調査委員は中村英隆推進委員です。

議長 中村推進委員、お願ひします。

中村(推)委員 報告いたします。貸し手の●●●●さんは●年前に息子さんを亡くされまして、本来は地域でもってこれを救出していくかんにやいかんのですけれど、なかなか面積も広いですし。それで●●●●●●さんにお話しまして6年間耕作をしていただきましたが、今回も引き続き●●●●●●さんのほうでやっていただくということで、●●地域でも非常に助かっているところでございます。19ページにあるように、かなり筆数が多く、点在していますが。今までの実績と農機具も一式揃えておられますので、耕作していただくのには問題がないと思います。以上です。

議長 中村推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。

ちょっとといいですか。今は水稻で耕作されているんですか？それとも野菜を植えられているのですか？

中村(推)委員	水稻です。それで、先ほどの訂正の地番の●●●●-●は畑なんですけれど、自主管理されています。あとは全て水稻をされております。
議長	はい、ありがとうございます。はい、他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号4番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。
(全員挙手)	
はい。全員でございます。議案第2号受付番号4番は原案の通り承認致します。	
事務局	以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。ないようすで引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。
事務局	報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、議案書の23ページに2件ございました。 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の24ページに2件ございました。 内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。
内山委員	ちょっといいですか。報告第2号受付番号1番の非農地証明ですが、50年間農地でやってきたわけですけれど、申請理由はあるのですか。何か聞いちゃって?
事務局	特に理由は聞いていませんが、登記を変えられるんだと思います。登記地目を変えられるという事は、何かしら登記の動きがあるんではないかと思います。
内山委員	理由は書くようになっていなのですか。
事務局	そうです。現況は非農地であるという事の証明を求めますというのに対して、現況を確認して雑種地なら雑種地ということで出しているので。売買されるんですかといった所は聞いておりません。
内山委員	分かりました。
事務局	報告第3号につきまして、「下松市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に

関する指針」につきまして、先月の総会に諮りし、文書での意見聴取を行いました。

本日お示しした指針は、前回の案から管内農地面積につきまして、1の遊休農地の解消と2の農地利用集積における整合性と表現の変更を行っております。管内農地面積につきましては2の面積が現状における国の統計上面積となっており、3年後、5年後の面積はこれまでの転用による減少面積の年平均6.6haを反映させた数値を採用しております。1の遊休農地の管内面積は2の面積に遊休農地面積をプラスした面積で、表現としてかっこ書きで含む遊休農地を追記しております。前回の案に対する承認以外の回答が1名おられたんですけども、他は承認ということで、過半数を超えておりましたので、今回は報告の形で示させてもらっております。具体的な変更につきましての意見は書面ではいただいておりませんが、今後の農業委員会の運営や指針の目標達成に向けての意見をいただいております。指針につきましては、今回の内容で見直すとともに、目標達成に向けて事務局として、より具体的な取り組みを提案できるよう勧めてまいります。

議長 はい、ありがとうございました。これに関連するご質問等はありますか。これは目標ですからね。下松市の現状もさることながら、山口県の他市の状況も鑑みてですね、これから先の農業は非常に厳しい。現状以上にも厳しくなるであろうと。と言うのはですね、少子高齢化が益々進展する中で、農作物の消費が落ち込んでいくと。特に水稻はですね、耕作放棄地が増えるであろうということは推測されるわけです。その中で新たに若い担い手を、と言いましてもですね、魅力ある農業であればまだしも、なかなか結び付いていないという風な現状の中で、海外に活路等をという話もありますが、そういった事も、一長一短で。よってこの指針についても、目標ということで私は理解をしています。不安はありますが総合的な現状を理解していただけたらと思います。以上です。次、事務局。

事務局 「行政手続に関する押印等の見直しについて」今後の対応について報告します。新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」が取りまとめられ、国においては、民間から行政への手続きの99.4%において押印廃止または廃止の方向とされたところです。

これを受け、下松市でも下松市行財政改革推進会議において、「行政手続きに関する押印等の見直し指針」が決定され、令和3年4月1日から実施する押印等の見直しに向け、全庁的に準備を進めることとなりました。

農業委員会における規則、規程の中で押印を求める条文が3本ありますので、3月中に改正し4月1日から実施できるよう準備を勧めていくことでご了解願います。

なお、各種申請書中の押印につきましても3月中に様式の改正を行い、ホームページの更新を行うこととさせていただきます。

なお、改正後も旧様式での受付は、当分の間使用することとし、任意に押印された申請を断る扱いはいたしません。ご了解のほどよろしくお願ひいたします。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで3月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和3年3月9日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

三浦 小子

署名委員

内山 伸介

署名委員

田中 結